

大東市可搬消防ポンプ積載車売却 一般競争入札実施要領

入札に参加を希望される方は、この売却要領をよくお読みいただき、
内容を十分に把握した上でご参加ください。

令和8年10月
大東市危機管理室

目 次

○スケジュール・・・・・・・・・・・・・・・・	P、 1
○消防車両の売却詳細・・・・・・・・・・	P、 2～3
○消防車両の売却要領・・・・・・・・・・	P、 4～9
○売買契約書(案)・・・・・・・・・・	P, 10～12
○入札参加申込書類一式・・・・・・・・	P, 13

【スケジュール】

項 目	日 程
売却要領の公表・配布 (8 頁参照)	◆ホームページで公表・危機管理室の窓口で配布 令和8年10月15日(木)～令和8年10月30日(金)
入札申込期間 (9 頁参照)	◆受付期間 令和8年10月15日(木)～令和8年10月30日(金) 午前9時00分～午後5時00分 (午後0時00分から午後0時45分を除く) ◆申込受付場所 大東市危機管理室 (大東市市民会館4階) ※入札申込は持参に限ります。 ※入札者の数が2人に満たない場合は、入札の執行を中止します。
質疑応答 (9 頁参照)	◆質問の受付期間 令和8年10月16日(金)～令和8年10月23日(金) 午後5時まで ◆質問への回答日 令和8年10月27日(火)
入札参加受付済証の 発送日 (10 頁参照)	◆発送予定日 令和8年11月6日(金) ※令和8年11月20日になっても到着しない場合は、次の電話番号までご連絡ください。 (大東市危機管理室 TEL072-889-1511)
入札保証金の支払い (12 頁参照)	◆「入札保証金」を必ず市が発行する納入通知書(入札参加受付済証送付時に同封)でお支払ください。
入札・開札 (11 頁参照)	◆実施日時 令和8年12月4日(金) 午前10時から (受付は午前9時30分から) ◆実施場所 大東市役所 厚生棟 A会議室 ※開札は、入札後すみやかに同会場にて行います。
契約保証金の支払い	契約代金の10%とする。(大東市契約規則第31条第2項第3号もしくは第4号に基づき保証金を免除)
契約の締結	売買契約書は市が用意します。 契約書に貼付する収入印紙は買受人の負担となります。
車両引渡し	売買代金が全額支払われたことを確認後に車両を引渡します。 ※市が発行する納入通知書でお支払ください。
所有権移転	引渡し後15日以内に名義変更又は一時抹消を行うこと。

※スケジュールは予告なく変更する場合があります。

【消防車両の売却詳細】

売却車両物品1	消防車（CD-Ⅰ型 可搬消防ポンプ積載車）
初 度 登 録 年 月	平成 24 年 12 月
車 体 の 形 状	消防車
車 名	トヨタ
車 体 番 号	KDY281－0007170
型 式	LDF－KDY281
原 動 機 の 型 式	1 KD
燃 料 の 種 類	軽油
排 気 量 又 は 定 格 出 力	2.98L
長 さ	510 cm
幅	169 cm
高 さ	227 cm
乗 車 定 員	8 人
車 両 重 量	2,790 kg
車 両 総 重 量	3,230 kg
総 走 行 距 離	2,243 km
備 考	車検切れ・バッテリー上がりのため不動 可搬消防ポンプ取外し済み

売却車両物品 2	消防車 (CD- I 型 可搬消防ポンプ積載車)
初 度 登 録 年 月	平成 23 年 12 月
車 体 の 形 状	消防車
車 名	トヨタ
車 体 番 号	KDY281—0005509
型 式	LDF—KDY281
原 動 機 の 型 式	1 KD
燃 料 の 種 類	軽油
排 気 量 又 は 定 格 出 力	2.98L
長 さ	523 cm
幅	171 cm
高 さ	222 cm
乗 車 定 員	6 人
車 両 重 量	2,770 kg
車 両 総 重 量	3,100 kg
総 走 行 距 離	1,748 km
備 考	車検切れ・バッテリー上がりのため不動 可搬消防ポンプ取外し済み

【消防車両の売却要領】

1. 売却車両

- (1) 売却物件は、1・2ページの「可搬消防ポンプ積載車売却詳細」のとおりです。
- (2) 物件は、現状有姿のまま引き渡すものとします。
- (3) 現地説明会は行いませんので、車両をご覧になりたい場合は、危機管理室まで申し出てください。

2. 売却の方法

- (1) 売却は、一般競争入札の方法によります。
- (2) 一般競争入札とは、入札者が価格を競い合い、最も高い価格をつけた方に購入していただく方法です。

3. 入札参加者の資格

- (1) 入札参加者は、個人及び法人とします。ただし、次の各号に掲げるものは、入札に参加することができない。
 - ア. 地方自治法施行令第167条の4第1項各号の規定に該当する者
 - イ. 成年被後見人、被保佐人
 - ウ. 大東市暴力団排除条例（平成25年条例第5号）第2条第1号、第2号及び第3号に該当する

4. 入札参加申込み

- (1) 申込受付期間
令和8年10月15日(木)から令和8年10月30日(金)までの開庁日の
午前9時00分～午後5時00分（午後0時00分から午後0時45分を除く）
- (2) 申込受付の場所
大東市立市民会館4階 危機管理室（大東市曙町4番6号）
- (3) 申込みの方法
入札参加希望者は、入札参加申込書その他必要書類に所定の事項を記入、押印の上、

期間内に受付場所まで直接持参してください。(郵送不可)

(4) 提出書類等

入札参加申込書（添付書類含む）

(5) 申込みに当たっての留意事項

ア. 売却車両について、車両をご覧になりたい場合は、危機管理室まで申し出てください。

イ. 申込後、申込書類を確認し、「入札参加受付済書」・「入札保証金の納付書」を後日郵送します。

ウ. 売買契約、所有権移転は、入札参加申込書の名義人となります。

エ. 入札申込者に関する情報及び申込者数等の問い合わせについては、一切お答えできません。

オ. 郵送による入札参加申込書の提出は受けません。

カ. 申込みに当たって、虚偽の記載がなされた場合、その申込は無効とします。

キ. 提出された書類は返却しませんので、ご了承ください。

5. 入札参加受付済証の交付

入札参加資格者には、入札参加受付済証及び入札保証金の納入通知書を郵送します。

入札参加資格条件に合致しない場合は、メールによる通知をさせていただきます。

(1) 発送予定日

令和8年11月6日（金）投函予定

※令和8年11月20日になっても到着しない場合は、次の電話番号へご連絡ください。

（大東市危機管理室 TEL：072-889-1511）

6. 入札保証金

(1) 入札に参加するためには、入札者の入札予定金額の10%が必要です。

(2) 入札参加者は、入札（開札）日までに（1）の入札保証金を市が発行する納付書でお支払いください（振込手数料が必要となる場合は入札参加者の負担となります）。

(3) 落札者以外の者が納付した入札保証金は、開札終了後、約1か月以内に銀行振込の方法で返還します（銀行への振込手数料は、市で負担します。）。

(4) 入札保証金には、利息を付しません。

(5) 落札者の入札保証金は、契約締結後に返還するものとする。

ただし、落札者が契約締結期限までに売買契約を締結しない場合は、入札保証金は市に帰属し返還しません。

7. 入札（開札）

（1）日時

令和8年12月4日（金） 午前9時30分受付開始 ※午前9時50分受付締切り

（2）場所

大東市役所 厚生棟2階 A会議室

（3）注意点

- ア. 入札当日の受付けは、(1)に記載の受付開始時刻から行い、受付締切り時刻に締切ります。遅れて来られた方は入札に参加することができませんので、お早めにご来場ください。
- イ. 全ての入札参加申込者の受付けが締切り時刻前に完了した場合は、その時点で受付けを締切ります。
- ウ. 入札参加申込者の受付締切り後、執行官の開始の宣言をもって入札を開始します。会場への入室は、各入札参加申込者1名までとします。ただし、受付時の会場への入室は複数であってもかまいません。
- エ. 受付締切り時刻までに受付けを、入札開始までに入札保証金の納付を済ませる必要があります（入札参加受付済証の交付時に納入通知書を同封します）。なお、入札会場は所定の時刻をもって閉鎖します。
- オ. 入札書は所定の様式しか認めません。
- カ. 入札日までの間に入札参加資格を失った者は入札に参加することができません。
- キ. 入札参加に係る一切の費用は、申込者の負担とします。
- ク. 入札に参加する者の数が2に満たない場合は、入札を中止します。

（4）提出書類等

- ア. 入札参加受付済証（市から郵送）
- イ. 入札書（大東市ホームページに掲載）
- ウ. 入札保証金の領収書（原本・複写後返却します。）
- エ. 請求書兼口座振替依頼書（入札保証金返還用）
- オ. 委任状（大東市ホームページに掲載）

※入札を代表者以外の代理の方が行う場合は、必ず委任状を持参し、入札会場で、入札前に提出してください。

※委任状には、代理人の方の住所、氏名、使用する印鑑、入札を委任する案件名、所在地、商号又は名称、代表者役職氏名を記入し、印鑑登録印を押印してください。なお、委任状の日付は入札日の日付を記入してください。

（5）次に掲げる場合は、入札を無効とします。

- ア. 入札金額が、最低売却価格未満のとき
- イ. 入札参加資格のない者がした入札又は委任状を提出せずに代理人がした入札
- ウ. 指定の時刻までに入札書を提出しなかった入札
- エ. 所定の入札書によらない入札（電話又は電送による入札は認めない。）
- オ. 入札保証金を納付していない者の入札

- カ. 入札保証金の納付額が不足する入札
- キ. 入札者又はその代理人の記名押印がない入札
- ク. 入札者又はその代理人が1人で2枚以上の入札をした場合、その全部の入札
- ケ. 入札者及びその代理人がそれぞれ入札した場合、その双方の入札
- コ. 入札金額、入札者の氏名その他主要部分が識別し難い入札
- サ. 入札金額を訂正した入札
- シ. 入札に関し、不正な行為（他の者の入札書を覗き見る等）を行った者がした入札
- ス. 郵送をもって送付してきた入札
- セ. 入札に関する公告又は実施要領に違反した入札

落札者の決定

- (1) 入札締切り後、直ちに開札します。
- (2) 落札者となるべき同一価格の入札者が2者以上あるときは、直ちに当該入札者によりくじ引きで落札者を決定します。この場合において、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、その者に代わり当該入札に利害を有しない市職員にくじを引かせます。
- (3) 開札結果は落札者の個人・法人の別、落札金額を大東市ホームページに掲載します。
- (4) 不正な入札が行われるおそれがあると認められるとき又は災害その他入札の実施が困難な特別の事情が生じたときは、入札を中止又は延期することがあります。
その場合に、入札に参加しようとする者及び入札者が損失を受けても、市はその損失を補償しません。

8. 契約保証金

- (1) 契約代金の10%とする。ただし、大東市契約規則第31条第2項第3号もしくは第4号に該当する場合、保証金を免除する。

9. 契約の締結

- (1) 売買契約書は市が用意します。売買契約書に貼付する収入印紙は買受人の負担となります。
- (2) 契約締結時に必要となるもの
 - ア. 登録印鑑(実印)
 - イ. 売買契約書に貼付する収入印紙

10. 契約条件

買受人に対しては、売買契約において次の条件を付することとします。

(1) 契約費用

ア. 所有権等の移転に必要な費用は、買受人の負担となります。

イ. イ. その他契約に要する費用は、買受人の負担となります。

(2) 売買契約の締結日から引き渡しの日までの間において、市の責めに帰すことのできない事由により、売買物件に滅失、毀損等の損失を生じたときは、その損害は買受人の負担とします。

(3) 買受人が売買契約書に定める義務を履行しないために、市に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければなりません。

11. 売買代金の納入

(1) 売買契約の締結日から令和8年12月18日(金)までに売買代金をお支払ください。

(2) 既に納付のあった入札保証金の全額は、契約締結後に返還いたしますので、市が発行する納付書で売買代金をお支払ください。

12. 所有権の移転・車両の引き渡し

(1) 売買代金が全額支払われたときに所有権が移転し、同時に車両を買受人に引き渡しとします。契約締結時にお渡しする受領書を提出してください。

(2) 所有権の移転の手続は車両の引渡し後、15日以内に買受人が行い諸費用は買受人の負担となります。

(3) 所有権の移転の手続が完了しましたら、契約締結時にお渡しする移転登録完了報告書を提出してください。

13. 物件に関する特記事項

車両は、全て現状有姿で売却するものです。(バッテリー上がり、車検切れのため自走不可扱い)

14. 質疑事項

本要領についての質疑応答は、市ホームページ及び危機管理室にてお知らせします。

15. その他注意事項

- (1) 入札に参加しようとする者は、本要領に記載された事項について、熟知しておいてください。
- (2) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

※車両に関するお問い合わせ先、落札後の事務手続の担当は次のとおりです。

大東市危機管理室 〒574-0076 大東市曙町4番6号 電話番号 072-889-1511(直通)
--

物品売買契約書（案）

売 買 代 金	¥ (税込)	
契 約 保 証 金	金 円 担保 ・ 現 金 ・ () ・ 履行保証保険 ・ 随意契約の免除に該当	
品 名		数 量
消防車 (CD- I 型 可搬消防ポンプ積載車) 登録番号：大阪 800 せ 7090 登録番号：大阪 800 せ 6038		2

大東市（以下「甲」という。）を受渡人とし、（以下「乙」という。）を買受人とし、
 上記物件の売買について、おのおの対等な立場における合意に基づいて、次の条項により物品売買契約
 を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約書の証として、本書 2 通を作成し、当事者記名押印のうえ各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

受渡人 大東市谷川一丁目 1 番 1 号
 大東市
 大東市長 逢坂 伸子

買受人 住 所
 名 称
 代表者

(総則)

第1条 甲乙双方は、常に信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

(契約保証金)

第2条 乙は、本契約を締結するとき、入札予定金額の10%を保証金として市が発行する納付書で納入しなければならない。ただし、大東市契約規則第31条第2項第3号もしくは第4号に該当する場合はこの限りではない。

(売買代金の納付方法及び時期)

第3条 乙は、前条に定める代金を、令和8年12月18日(金)までに、甲が発行する納付書により、甲の指定する金融機関に一括納入しなければならない。

(所有権の移転)

第4条 売買物件の所有権は、乙が第3条の売買代金を納付したときに移転する。なお、所有権移転手続は乙が行うものとし、移転に要する一切の費用は乙の負担とする。

(物件の引渡)

第5条 売買物件の引き渡しは、第4条の所有権移転手続が完了したときとする。なお、搬送時の引き渡しに要する一切の費用は乙の負担とし、乙は引き渡し後、速やかに引き渡し場所から持ち出しを行うものとする。

(危険負担及び契約不適合責任)

第6条 乙が売買代金の納付後、甲は善良な管理者の注意をもって引渡場所において保管するが、甲の責めに帰さない事由(地震・洪水等の天変地異や放火・テロ等)による物件の滅失・毀損、及び引き渡し後に判明した物件が契約の内容に適合しない状態(契約不適合)については、原則として甲は、乙からの追完請求、代金減額請求、損害賠償請求、契約解除等の責任を負わないものとする。

(違約金)

第7条 乙は、前条までの定める義務に違反した場合には、売買代金の3割に相当する金額を違約金として甲に支払わなければならない。

(損害賠償)

第8条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害の賠償金を乙に請求することができる。

(契約の解除)

第9条 甲は、乙がこの契約に違反したときは、契約を解除することができる。この場合、乙が納付した契約保証金(契約締結後、売買代金に充当)は、甲に帰属するものとする。

(法令等の遵守)

第 10 条 乙は、売買物件の活用にあたっては、法令上の規制を遵守することとする。

(疑義の解決方法)

第 11 条 この契約の実施に関し、甲、乙間に疑義のあるときは、甲、乙協議の上、解決するものとする。

入札参加申込書

令和 年 月 日

大東市長 様

住 所

商号又は名称

代表者名



令和8年 月 日付けで公告のあった、大東市が行う下記物件の一般競争入札に参加したいので、申込します。

なお、申込書及び添付書類に記載された事項は、事実と相違ないこと及び入札公告における入札参加資格要件を満たしていること誓約いたします。

記

1. 入札物件

可搬消防ポンプ積載車

2. 添付書類

- ① ア) 個人の場合：マイナンバーカード、運転免許証等の身分証明書の写し
イ) 法人の場合：代表者事項証明書又は法人登記全部事項証明書
(発行から3ヶ月以内)

- ② ア) 個人の場合

市町村の発行する市町村税の完納を証明する納税証明書(個人市町村民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税)(発行から3ヶ月以内) ※写し可

担当者：_____

連絡先：_____